

○那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

(平成 8 年 12 月 20 日条例第 31 号)

改正 平成 14 年 12 月 24 日条例第 54 号 平成 18 年 12 月 27 日条例第 58 号
平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを目的とした那珂川市都市計画マスタープラン(以下「計画」という。)の策定を行うため、那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、16 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の役職員 2 人以内
- (2) 関係団体の役職員 6 人以内
- (3) 識見を有する者 6 人以内
- (4) 市民 2 人以内

2 前項に掲げる委員の任期は、1 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員には、那珂川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第4号)で定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第54号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第58号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。